

中野区防災危機管理官の設置について

中野区における防災及び危機管理に係る体制の充実及び強化等を図るため、会計年度任用職員の職として、中野区防災危機管理官を置く。

1 防災危機管理官の職務

- (1) 不当要求及び不法行為に関すること。
- (2) 区内における事件及び事故の発生に伴う業務に関すること。
- (3) 災害時における本部員及び関係機関等との連絡調整に関すること。
- (4) 地域防災計画及び防災訓練等に関すること。
- (5) 国民保護計画に関すること。
- (6) 区の事業活動に伴うリスク及び社会における危機に関する情報の収集に関すること。
- (7) 職員に対し、リスク管理及び危機管理に関する助言その他必要な支援をすること。
- (8) その他、防災・危機管理に関すること。

2 任用

地方公務員法第22条の2第1項第1号に基づく会計年度任用職員及び中野区防災危機管理官設置要綱による。

- (1) 防災危機管理官は、1人とする。
- (2) 防災危機管理官の選考は、中野区会計年度任用職員の任用等に関する規則の規定（令和元年中野区規則第48号）第3条第4項第1号により公募によらないものとする。
- (3) 防災危機管理官の選考方法は、書類審査及び面接とする。

3 任期

採用の日から同日の属する会計年度の末日までの期間の範囲内で区長が定める。

（令和4年度については、令和4年4月1日から令和5年3月31日までを予定。）

4 勤務態様

- (1) 勤務日数 1月当たり15日
- (2) 勤務時間 1日当たり7時間